

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところに基づき、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下、「本連盟」という。）の役員などが個人情報の適正な取り扱いに関して遵守すべき事項を定め、これを実施・運用することによって個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(摘要範囲)

第2条 この規程は、全ての役職員に適用する。また、退職後においても、在任または在籍中に取得した個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各専門委員会委員、当連盟の事業推進に関して委嘱または依頼を受けたものが当連盟の業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程を遵守しなければならない。

(個人情報管理責任者)

第3条 本連盟においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程の適正な実施および運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責任を負う。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報を取得する場合には、本人に対して、その利用目的を書面またはこれに代わる方法によって明示しなければならない。

(利用目的および個人情報の利用)

第5条 個人情報を取扱うにあたっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、本連盟の業務において必要な範囲でなければならない。

(個人情報の提供)

第6条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本連盟の業務を遂行するために当該業務などの一部または全部を第三者に委託する必要がある場合には、業務委託先に対し、これを遵守させなければならない。

(個人情報の正確性の確保)

第7条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第8条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失または毀損防止に努めるものとする。

(役職員等の監督)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報を扱う役職員に対し、必要かつ適切な指導・監督を行わなければならない。

(個人情報の消去・廃棄)

第10条 保有する必要がなくなった個人情報については、当該個人情報の消去・廃棄しなければならない。

(通報義務)

第11条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合またはそのおそれがあると気づいた場合には、ただちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

(苦情および相談)

第12条 本連盟の個人情報の取り扱いに関する苦情および相談の窓口は、事務局総務部とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年1月26日制定、令和3年2月1日から施行する。